

令和5年9月市議会定例会議案件名

- 議案第51号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 白河市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
- 議案第54号 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第55号 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第56号 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第57号 令和4年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 令和4年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第59号 令和4年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第60号 令和4年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第61号 令和5年度白河市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和5年度白河市小田川財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和5年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和5年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和5年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和5年度白河市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 報告第9号 専決処分の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 報告第11号 令和4年度白河市継続費精算の報告について
- 報告第12号 令和4年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和5年9月市議会定例会議案要旨

- 議案第51号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福島県市町村職員共済組合の適用範囲の拡大に伴い、パートタイム会計年度任用職員の給与から貯金積立等の控除ができるようにするため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第52号 白河市税特別措置条例の一部を改正する条例
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に伴い、課税免除の要件となる国の基本計画同意の期限を延長するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第53号 白河市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
都市計画法に基づき、開発行為に伴う公園の設置基準を定めるため、この条例を制定するものであります。
- 議案第54号 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第55号 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第56号 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について
上3議案については、各工事の請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第57号 令和4年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
令和4年度一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。
- 議案第58号 令和4年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度白河市水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和4年度白河市水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。
- 議案第59号 令和4年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度白河市工業用水道事業会計の決算を議会の認定に付するものであります。
- 議案第60号 令和4年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度白河市下水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和4年度白河市下水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決

を求めるものであります。

議案第61号 令和5年度白河市一般会計補正予算（第3号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は2,607,827千円増額となり、歳入歳出予算総額は32,562,367千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、地方交付税89,331千円、国庫支出金173,123千円、県支出金28,551千円、寄附金300千円、繰入金628,466千円、繰越金1,479,811千円、諸収入79,973千円、市債128,800千円をそれぞれ増額補正し、地方特例交付金528千円を減額補正するものであります。

歳出については、議会費1,517千円、総務費1,139,834千円、民生費322,108千円、衛生費58,933千円、農林水産業費194,154千円、商工費10,786千円、土木費209,466千円、教育費43,855千円、公債費627,174千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

財政調整基金積立金	900,000千円
公共施設等整備基金積立金	219,535千円
過疎地域持続的発展特別事業基金積立金	35,000千円
白河市物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業	148,052千円
子どもの居場所づくり支援事業	1,724千円
みんなが安心できる地域医療づくり事業	17,000千円
畜産振興対策事業	25,472千円
農業用施設維持管理事業	102,600千円
農業用施設整備"結"支援事業	28,600千円
商工業振興対策事業	5,000千円
来て「しらかわ」住宅取得支援事業	15,669千円
道路維持管理事業	39,000千円
住みよい街づくり事業	81,500千円
長期債償還元金	627,174千円

(2) 繰越明許費

翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

(3) 地方債の補正

事業の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更をするものであります。

議案第62号 令和5年度白河市小田川財産区特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は2,512千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,376千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金2,512千円を増額補正するものであります。

歳出については、財産費2,512千円を増額補正するものであります。

議案第63号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は3,278千円減額となり、歳入歳出予算総額は5,611,525千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金83,436千円を増額補正し、国民健康保険税16,296千円、繰入金70,418千円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出については、総務費737千円、保健事業費23千円、諸支出金2,373千円をそれぞれ増額補正し、国民健康保険事業費納付金6,411千円を減額補正するものであります。

議案第64号 令和5年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は3,318千円増額となり、歳入歳出予算総額は703,638千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金3,318千円を増額補正するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金3,318千円を増額補正するものであります。

議案第65号 令和5年度白河市介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は233,424千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,134,783千円となりました。

款別補正の歳入については、国庫支出金2,530千円、支払基金交付金1,393千円、県支出金1,403千円、繰入金8,357千円、繰越金219,741千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費5,269千円、地域支援事業費1,130千円、基金積立金148,298千円、諸支出金78,727千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第66号 令和5年度白河市水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 業務の予定量の補正

主な建設事業の概要、改良費を1,061,943千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益 1 1 2 千円を増額補正し、その総額として水道事業収益 1, 2 5 1, 8 6 5 千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用 3 2 2 千円を減額補正し、その総額として水道事業費用 1, 2 1 5, 0 5 6 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 1, 7 5 3 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 3 3 0, 5 4 8 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 1 2 2, 6 7 7 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 2 7, 5 4 8 千円、下水道事業会計からの補助金を 5, 2 5 6 千円にそれぞれ改めるものであります。

議案第 6 7 号 令和 5 年度白河市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(1) 収益的収入の補正

営業外収益 2, 9 6 3 千円を減額補正し、その総額として下水道事業収益 2, 4 9 4, 6 4 8 千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 2, 9 6 3 千円を減額補正し、その総額として下水道事業費用 2, 4 9 3, 6 3 3 千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金 1 9 0 千円を減額補正し、その総額として資本的収入 1, 7 2 6, 8 5 3 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 7, 8 1 0 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 8 7 0, 2 8 5 千円を予定するものであります。

(5) 債務負担行為の補正

事業の追加に伴い、債務負担行為を追加するものであります。

(6) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 8 8, 6 2 5 千円に改めるものであります。

(7) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 1, 3 6 2, 6 9 7 千円に改めるものであります。

報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第 1 0 号 専決処分の報告について

上 2 報告については、市道の管理瑕疵に伴う事故及び物損事故に係る損害賠

償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第11号 令和4年度白河市継続費精算の報告について

(仮称)物産交流センター整備事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令145条第2項の規定により、継続費の精算について議会に報告するものであります。

報告第12号 令和4年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和4年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものであります。